

元氣じゃけんひろしま 21 協賛店・団体認証基準（施設利用者対象）

領域	項目	基準	申請対象
禁煙支援	禁煙支援	禁煙の習慣づけを応援している。	健康づくり 関係団体等
		【例】 ・たばこの健康への悪影響について情報提供をしている。 ・禁煙指導者の養成や育成を行っている。 ・禁煙希望者等に対する禁煙指導や禁煙教室を行っている。	
食生活協賛	健康に配慮した栄養バランスのとれた定食（元氣じゃけん定食）	一人前の定食又は弁当等が、主食・主菜・副菜のそろった組合せとなっており、下記の①～③をすべて満たす。（1メニュー以上） ※主食：米、パン、麺類等の穀類を利用する。 主菜：魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品を主材料とする。 副菜：野菜（果物、いも類、きのこ、海藻を含まない）を主材料とする。 ①一食当たり 650kcal±100kcal、塩分（食塩相当量）3g 以下であり、その旨の表示がある。（計算は最新の日本食品標準成分表による。） ②一食当たり緑黄色野菜を含む 2 種類以上の野菜を 100g 以上使用し、その旨の表示がある。 ③月 1 回以上又は予約時に提供する。	食品・料理を 販売・提供する 店舗・施設 【例】 飲食店、小売業 ホテル・旅館 弁当・惣菜販売業者
	野菜たっぷりメニュー	一人前の定食、一品料理又は弁当・惣菜に 120g 以上の野菜が使われており、その旨の表示がある。（1メニュー以上）（果物、いも類、きのこ、海藻は含まない。）	
	塩分控えめメニュー	一人前の定食又は弁当等に含まれる塩分（食塩相当量）が 2.6g 以下であり、その塩分量の表示がある。（1メニュー以上） （計算は最新の日本食品標準成分表による。）	
	食生活応援	次のいずれかに該当する。 ①栄養成分表示をしている。（5メニュー以上又は店で提供できるメニューの 5 割以上） 【例】・提供している料理や惣菜にエネルギー、たんぱく質、脂質、塩分（食塩相当量）等の栄養成分表示をしている。（エネルギーのみ、塩分（食塩相当量）のみも可） ②朝食摂取の習慣づけを応援している。 【例】・朝食応援メニューの提供やレシピ配布を行っている。 ③塩分控えめの習慣づけを応援している。 ※塩分控えめの意識向上のための普及啓発を行い、それに関する情報発信をしていることが明確であること。 【例】・店舗等において、塩分控えめに関するレシピ紹介やポスターやチラシ等を掲示または配布するなど、塩分控えめにする習慣の定着につながる取組を実施している。 ・塩分控えめに関する商品を集めたコーナーを常設している。 ④バランスのとれた食事を応援している。 【例】・メニューに食事バランスガイドのコマを表示している。 ・提供しているメニューと他料理を組み合わせた一日分のバランスメニューの提案をしている。	食品・料理を 販売・提供する 店舗・施設 【例】 飲食店、小売業、 ホテル・旅館、 弁当・惣菜販売業者（①を除く）

領域	項目	基準	申請対象
ウォーキング実践協賛	正しいウォーキングの指導	次のいずれかに該当する。 ①指導のためのパンフレット、掲示用ポスター等を作成し、言葉を添えて正しいウォーキングの指導をしている。 ②健康運動指導士、健康運動実践指導者、シューフィッター等、正しいウォーキングを指導できる有資格者がいる。	靴販売店 スポーツ用品店 企業・事業所 市民団体グループ 健康づくり関係団体等
	ウォーキング勧奨応援	ウォーキングの勧奨及び応援をしている。 【例】・地域住民等にウォーキングの勧奨等を行っている。	靴販売店 スポーツ用品店 企業・事業所 市民団体グループ 健康づくり関係団体等
健康づくり協賛	元気じゃけんひろしま21普及・啓発	健康づくりを支援するための創意・工夫を行い、「元気じゃけんひろしま21(第3次)」の普及啓発に関する取組を実施している。 【例】 ・健康づくりや食生活の改善に関するポスターの掲示や資料の配布をしている。 ・飲食店、宿泊施設等で歯間清掃器具（デンタルフロス等）を置いている。 ・「元気じゃけんひろしま21（第3次）」の行動目標の普及啓発を行っている。	理容・美容院 公衆浴場、遊技場 映画館、 ホテル・旅館、 飲食店、小売業 弁当・惣菜販売業者 スポーツ用品店 企業・事業所 市民団体グループ 健康づくり関係団体等
がん検診推進協賛	がん検診推進	がん検診の普及啓発や受診率の向上に向けた活動を推進している。 【例】 ・掲示板などを活用し、がん検診の受診勧奨に関するポスターの掲示やチラシの設置などを行っている	健康づくり関係団体等